

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和4年9月22日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

《付託請願》

請願第 6 号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願

出席委員（7名）

委員長	宮内保	副委員長	片桐文夫
委員	永井孝佳	委員	崎山華英
委員	伊場哲也	委員	戸村ひとみ
委員	伊藤春美		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	松木源太郎
議員	常世田正樹		

説明のため出席した者（14名）

教 育 長	諸持耕太郎	環 境 課 長	高根浩司
保険年金課長	高野久	健康づくり課長	齊藤孝一
社会福祉課長	椎名隆	子育て支援課長	多田英子
高齢者福祉課長	赤谷浩巳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春

その他担当職員 4名

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 皆さん、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今日も私は新聞を見て、旭市の新型コロナの感染者は何人かなということで見たんですけども、総数で7,821名でした。昨日の感染者が29名ということで、まだまだ非常に厳しい状況が続いておりますけれども、本委員会も感染対策をばっちり注意してやりつつ会議をしていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松本源太郎議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解のほどお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可したいので、併せてご了解のほどお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、木内議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

なお、執行部の皆様には、諸持教育長をはじめ幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算1議案と、請願1件について審査をしていただくことになっております。この審査の結果を基に、参考にしながら本会議に臨むわけでございます。どうか十分なる審議をお願いいたしまして、簡単でございますが挨拶に代えさせ

ていただきます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦勞様でございます。

日頃より、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、予算関係の1議案でございます。議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、着座に失礼いたします。

議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

令和４年度旭市一般会計補正予算（第３号）の15ページをお願いいたします。

初めに、歳出になります。

３款３項６目保育所費、説明欄２の保育所統合整備事業1,291万8,000円は、中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事に係る調査・設計委託料となります。

設計期間につきましては、令和４年11月から令和５年８月までの10か月間を予定しており、設計期間が年度をまたぐことから、債務負担行為の設定をしております。

委託料の総額は2,392万1,000円で、令和４年度は進捗状況に応じて見込んだ金額を予算計上しております。

施設概要としましては、建設予定地を青年の家跡地として、敷地面積6,000平方メートル、園舎は鉄骨造りまたは鉄筋コンクリート造りの平屋建てで、園舎延べ床面積は1,000平方メートル程度を見込み、そのほかに園庭と駐車場を設ける予定です。

次に、少し戻っていただきまして12ページをお願いいたします。

21款１項２目１節児童福祉債、説明欄１、児童福祉施設整備事業債1,160万円は、統合保育所建設工事に係る調査設計委託料に充てる地方債で、事業費の90％が対象となり、元利償還金の50％が交付税措置されるものです。

以上で、議案第９号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第９号、令和４年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、教育総務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

補正予算書の18ページをお願いいたします。

補正予算18ページ、下段のほうになりますが、10款教育費、１項２目事務局費の右側説明欄１、感染症対策学習保障支援事業746万6,000円の事業内容につきましては、本年度、児童・生徒の新型コロナウイルス感染者が急激に増加したことから、感染症対策に関する小・中学校の消耗品と備品の購入費として国へ補助金申請をし、国庫補助事業として採択されましたので、今回補正するものです。このうち消耗品費の272万5,000円の内訳としましては、主に消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル及びポリ手袋でございます。

その下の備品購入費、教育用備品費ですが、474万1,000円の内訳としましては、各教室に設置する加湿器212台の購入費用として経費を計上したのになります。

続いて、その下の19ページの上段から中段、中ほどになりますが、10款教育費、２項１目の右側説明欄２、小学校大規模改造事業の事業内容につきまして、こちらは中央小学校の大

規模改造工事に係る費用で、中央小学校の特別教室棟が昭和59年2月建築で38年が経過しておりまして、外壁や屋上の防水機能及び天井、内壁、床なども老朽化しているため、外装改修工事及び内装改修工事に必要な設計監理委託料及び大規模改造工事費を計上しております。こちらについては、当初は令和5年度事業として要望しておりましたが、今年度の国庫補助事業として前倒し採択されましたので、補正予算として提出するものです。

そのほかの光熱水費の補正、小・中学校及び教育委員会関係の電気料金の高騰による光熱水費の補正につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

恐れ入りますが、少し戻っていただきまして、補正予算書5ページをお願いいたします。こちらは繰越明許費の補正になります。

5ページの下、小学校大規模改造事業8,724万円を繰越明許費に計上しておりますが、こちらは中央小学校の大規模改造工事が、これからの発注になりますと年度内の完了が難しいということで、8,724万円全額を繰越明許費として設定したものでございます。

以上で、教育総務課所管の説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 質疑の前に、1点委員長にお伺いしたいことがあって、さっき手を挙げたんですけれども、傍聴の方というのは、こういう資料を見ることはできないんですか。

今、我々議員でも、傍聴の議員は資料持ってますからあれなんですけれども、やはり、ページたどって数字を追っていくというのはかなり大変だと思うんです。

今ちらっと見たら、傍聴の方は手元に何もないみたいなので、せっかく傍聴に来てくださっているのに、全然数字とかも分からないだろうしと思って、それで説明の途中だったんですけれども、手を挙げさせてもらったんです。駄目なものなんですか。

○委員長（宮内 保） 事務局長。

○事務局長（穴澤昭和） ただいまのものですけれども、議案ということで、まだこれは正式に固まっている話ではありません。今現状はこれを審査している段階になりますから、これを公表するという形は取れません。これが採決の結果が出れば、これは当然、そういった形になるでしょうけれども、今はまだ、その過程に入っている部分になりますから、これをお出しするという形は今のところ取っていません。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 傍聴席に見ただけみたいな形で置いているケースも、私の場合、経験しているので、持って帰っていただくとか、メモするとか、そういうことはなしで、見るだけでいいというのはできないものなんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、これは9号議案の審議ではないですので、これは審議途中ですから、まだ決まったことではないですので、ですから、傍聴の方はそれはできませんので、すみませんがよろしくお願いします。

それでは、議案第9号について、引き続き質疑をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 今補足説明で聞きたいことをほとんど言っていたので、1点だけすみません。

燃料費の高騰に伴って、水道光熱費の補正が結構あるんですけども、この計算の中で、逆に入っていない公共施設とか、どういう基準で補正に高騰分の光熱水費が入っているのかというのを伺いたくて、公共施設の一覧とかを見せていただいているんですけども、電気料を払っているにもかかわらず、あえてあまり今回の燃料費の高騰には影響が少ないなということで入っていないものとかはあるのか、伺いたいです。お願いします。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 電気料金の上昇に伴う光熱水費の補正ですが、こちらにつきましては、まず、教育総務課所管の施設につきましては小・中学校、給食センターを全て補正してございます。

これにつきましては、今回、文教福祉常任委員会なので、総務常任委員会の所管課がないのであれなんですけど、基本的に、財政課のほうと公共施設を総合的に管理している行政改革推進課のほうで、今現在の光熱水費の状況と今後の使用料の見込みを出して、それで、少なくとも12月補正までには間に合わないの補正が必要だという施設を、今回、補正をしているというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、私も光熱水費のところでお伺いいたします。

私は、本会議でもこれに関しては質疑をしたんですが、積算根拠を明らかにしてくださいということで本会議では質疑いたしまして、私としては節電の見込み分も入れた積算根拠を聞いたかったなと思ったんですけども、単に値上げ分の増額にしてあるということで、値上げ分を推定して、その増額にしてあるというお答えだったんです。

実際に、この庁舎にも電力逼迫ということでの貼り紙もしてありますし、今後の節電見込みとか、当然のことながら考えていただきたかったなと思うんですが、実際に、今回は公共施設と、あと公共施設の中にも小学校、中学校、子どもたちに環境のこととかを教えていかなきゃいけない場で、どのような節電に向けての取組、プログラムが行われているのか、今後もまたどのようなプログラムを推し進めていこうとしているのかをお聞かせください。

あと、公民館等も、やはり社会教育という中で、環境のことを市民の方みんなが考えていこうというような、そういうふうな誘導というんですか、そういう役割を非常に担っているところだと思いますので、公民館、ユートピア、それから大原幽学記念館とか、節電に向けてどのような取組をされてきたのか、そのプログラムがございましたら教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それではまず、小・中学校の節電の取組ということでお答えします。

まず、小・中学校の施設につきましては、これまでも節電に努めてきたところでございます。当然、使わない教室の空調は停止するとか、廊下なども使用していない場合には電気を消灯する。あとは、特別教室、音楽室とか理科室とか、そういったところは使ったり使わなかったりするときに、その都度、エアコンを入れると効率的ではないということで、なるべく連続してその部屋を使うとか、そういうような取組をしております。

また、児童・生徒には、電気をこまめに消しましょうとか、そういった指導をしているところでございます。

あと、小・中学校の電気料なんですが、ある分析によりますと、教室の照明とエアコンの空調機の施設のほうでほとんどの電気料を使っているというところでございます。教室の照明につきましては、児童・生徒が学習するのに暗くては、やはり、学習になりませんので、あとは健康管理に努める必要がありますので、それは消すことはできないので、それはつけていいと。

あと、エアコンにつきましても、今、コロナ感染症対策ということで換気をするようにと言われております。エアコンをつけて窓を開けていると効率的ではない部分はあるんですが、これはコロナ感染症対策として、児童・生徒の健康管理のために必要な換気を行って、それによっては温度を低めに設定するとか、そういうことはあり得るかと思います。

ですので、文部科学省のほうからも、今年6月ぐらいに夏季の省エネルギーの取組についてということで通知が出されまして、学校における新型コロナウイルス感染症の衛生管理を踏まえて、適切な学習環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネルギーの取組を推進するようにという通知も来ておりますので、そういったことを踏まえまして、ただ節電には今後ともさらに努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 公民館等の節電の取組ということでありまして、これまでも先ほど教育総務課長もおっしゃったとおり節電については取組をしまいいりました。エアコンの温度設定ですとか、そういったもの、あとは、廊下の電気を間引いてつけるだとか、そういった取組もしまいいりました。実際にこの予算には反映はしていないんですけれども、そういった取組を進めているところでございます。

また、公民館等での節電の教育ですか、そういったことなんですが、講座ですとかそういったことは今のところはやっておりませんので、今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） ぜひ考えていただきたいと思います。本当に、ここのエレベーターの前にも「逼迫」と書いてあります。逼迫というのは、非常に深刻な状況を表している言葉だと思いますので、これを市内全域で、こういう考えが広まっていくような取組を何かやっていただきたいなと思います。

小・中学校に関しましては、ちゃんとプログラムとしてつくって、何か明文化したものとかはありますか。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校で節電に取り組むプログラムというのは、特にないかと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） これだけSDGsだの、地球環境のこととかをバッチなんかもつけている方もいらっしゃると思うんですけども、すごく世界中が取り組まなきゃいけないというような状況にある中で、次世代を担う子どもたちに、ここの教育というのは徹底的にやっ
ていかないと、本当に30年後とかの私たちが責任を持てないような時代には、地球がどうな
っているのかというのは、私は本当に不安です。ちゃんとプログラムをつくっていただきたい
です。節電だけではなくて、先ほどありました文科省のほうから省エネルギーの取組とい
うのが通達として来ているということなので、その取組をきちんとプログラムにしてい
きたいと思います。

そうしないと、子どもたちには、節電だよと言って、使わない電気は切るんだよと言っ
ても、そんなのは浸透しないと思うんです。やはり、教育的にきちんとやっていただきたいな
と思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村ひとみ委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 多分恐らく、今現在、プログラムはないと思うんですが、節電
は、学校ごとに学級活動の中でSDGsについて環境活動について学習したりしております
ので、そういった中で節電についても、学習内容の中に取り組めるように考えていきたいと
思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 私のほうから、戸村委員に大変効果的な提案をいただいたのでお答
えしたいんですけども、まず、各学校の校長会議をほぼ毎月開いているんですが、年度初
めの4月には、今年度、各学校ではSDGsに配慮した学校経営、学校運営をぜひ考えてほ
しいということを冒頭で申し上げました。

10月にまた校長会議がありますので、ただいまのようなしっかりとしたプログラム化がど
こまでできるか、年度途中ですからありませんけれども、4月冒頭に私が申し上げたことが、
その後どうなっているかというようなことから、今後、途中でもできること、そして来年に
向けてというところで貴重なご意見をいただきましたので、そういう方向に行けるように、
私からも指導していきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかにありますか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） ちょっとお聞きしたいんですけども、6ページの統合保育所建設工事設計業務委託1,100万3,000円ですか。15ページの歳出のほうで、民生費の保育所費の中で、先ほど課長言ったように、調査設計委託料が令和4年11月から令和5年8月までかかるという話を聞きました。この設計委託料が1,291万8,000円、補正のほうでは1,100万3,000円ということなんですけれども、これは違うものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど、委託料の総額を2,392万1,000円とご説明いたしました。今年度は15ページの1,291万8,000円なんですけど、そのうちの令和4年度分になります。

債務負担行為ということで、先ほどの1,100万3,000円が令和5年度分の設計の委託料分となっております。

6ページの債務負担行為は、令和5年度の支払い予定として設定しているものでございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 繰越明許の小学校費として8,724万円を今年度は繰り越しますという課長からの話だったんですけども、これは中央小学校の特別クラスに対しての金額というお話だったんですけども、どの程度、8,724万円というのはかなり大きな金額なんですけれども、1クラスの特別クラスなのか、それとも全部なのか、その程度を教えてくださいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） こちらは中央小学校の特別教室棟でございまして、中央小学校の西側に配置してある2階建ての特別教室棟で、教室は4室ございます。建物一体全部です。理科室が2つと音楽室と家庭科室、4部屋がその建物の中に入っておりまして、延べ床面積が727平方メートルでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかにありますか。

(発言する人なし)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑を終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課より、新型コロナワクチン接種状況とオミクロン株対応ワクチン接種についてご報告いたします。

お手元の配付の資料をご覧ください。

初めに、1、コロナワクチン接種状況です。

(1) は全人口に対する接種状況です。9月6日現在、接種人数は、1回目が5万5,657人、2回目が5万5,284人、3回目が4万7,370人、そして、7月20日から開始した4回目は1万7,558人で、全人口6万4,384人に対する接種割合については記載のとおりでございます。

次に、(2) は12歳以上の対象者に対する接種状況で、(3) は小児5歳から11歳の対象者に対する接種状況となっております。おのおの接種人数、割合については記載のとおりです。

続いて、(4) については、現在進めております4回目接種対象者、60歳以上と、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方についての接種状況になります。

接種人数、割合については記載のとおりですが、基礎疾患を有する方については申告制での接種になっているため対象者数が不明であることから、接種人数のみ記載をしておりますのでご了承ください。

旭市のワクチンの接種率ですが、小児接種を含め、県全体、国全体を上回っており、県内上位の接種率となっております。これは、集団方式を採用し、全庁を挙げて接種に取り組んでいる結果が表れているものと考えております。

次に、感染状況でございます。

(1) 感染者数及び療養内訳は、県からの情報提供でございます。9月8日現在、感染者数、療養内訳は記載のとおりであります。

日々、新聞報道等で感染者数が報道されております人口に対する感染率は、9月8日現在、県平均で13.21%であります。旭市は11.38%であり、県内54市町村中31番目となっております。県内の同人口規模の市町村と比較しても低い状況です。

続いて、次ページをお願いします。

3、オミクロン株対応ワクチン接種についてご説明いたします。

対象者は、初回接種を終了した12歳以上の全ての方となっております。これらの方については、接種券を10月中旬に発送する予定です。

次に、申込み方法ですが、従前までの申込みはがきによる受付を取りやめ、ウェブ、インターネットによる予約とコールセンターでの電話受付に変更いたします。これにより、自分の都合のつく日時や家族で同じ時間を予約することが可能になることや、ウェブ予約であれば24時間受付ができることになり、より利便性が向上するものと考えております。ウェブ予約については簡単な操作で予約ができ、スマートフォンやタブレット端末などからアクセスが可能です。

接種間隔については、現時点では、前回接種後5か月をあけることとなっております。

接種期間は、令和4年10月13日から令和5年3月31日までを予定しており、10月中は現行の4回目接種の対象者で、当該接種を未実施の方に対し、9月下旬に案内通知を発送し、優先的に進めることとし、11月以降、12歳以上の全ての方の接種を実施いたします。

接種会場と1日当たりの予定数については、10月は海上庁舎で1日最大400人、11月以降は総合体育館で1日最大700人を実施する予定です。

最後に4、小児の3回目接種についてご説明いたします。

10月から小児接種3回目を毎週水曜日と金曜日の夕方に、集団方式による接種を実施いたします。

なお、9月6日に予防接種法第9条の努力義務が適用されましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものであることには変わりございません。

健康づくり課からは以上になります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 小児5歳から11歳の3回目接種についてお聞きしたいんですけども、予約方法が、この前、ホームページを見たら、ウェブ予約がなくなって電話予約だけになったような気がしたんですけども、それはなぜなのでしょう。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今回、接種券をお送りしたのは、たしか580名ぐらいだったということで、対象人数がちょっと少なかったのが電話予約のみにさせていただきました。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。結構ウェブ予約が便利だなと思ったので、なくなってしまって電話になってしまうのが残念だったなと思ったのと、あと今回、予防接種法第9条の努力義務が適用されたということで、今までと法律も変わってきているということで、再度周知が必要じゃないかなと考えています。ずっと1回目、2回目接種しそびれてしまっている子だったりとか、年齢が11歳から12歳に、この期間になった子もいらっしゃるの、再度丁寧な説明と周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今後出す案内については、努力義務が適用されましたということで案内をさし上げる予定になっております。

それとあともう一点、小児のほうなんですけれども、11月からは同じようにウェブ予約で対応することになっております。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） オミクロン株対応のワクチン接種が10月13日から始まるというお話ですけれども、今までずっとファイザー、モデルナと、週ごとに会社名が変わっていたと思うんですけれども、10月13日からは、オミクロン株対応ワクチン接種が全部これにかわるものなのか。今までと同じように、週間、種類ごとに変わっていくのか教えていただければ。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） オミクロン対応ワクチンに関しましても、ファイザー、モデルナ、両方ございます。そして、接種日によって分けていきたいと考えております。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

議長。

○議長（木内欽市） ご苦労さまです。今、コロナの感染者で、旭市は県下の中でも真ん中よりちょっと下というお話がございました。しかし、近隣と比べて低いと言いますが、私は毎日統計を取っているんです。ここ1か月以上、前回も委員長がおっしゃっていましたが、まず新聞を見て、3ページ目に千葉版が出ているんです。一番先に旭市を見ます。次に銚子市を見ます。匝瑳市を見ます。1か月以上、ずっと銚子市よりはるかに旭市が多いんです。トータルをすると少ないかもしれませんが、ここ40日ぐらいに限っては、旭市が断トツ多いんです。この原因は何かというのも多少考えないと。

それと、教育長がいらっしゃいますが、市役所の職員600人ちょっとで、今何人感染しますか。感染者数は分からないですか。そのくらい分からなきゃしょうがないでしょう。課長をはじめ、部下を守るのは皆さん方の当然の責務なんです。皆さん方の職場から、もう既に100人以上は出ていると思います。ですから、職員が600人で100人以上といたら、率にしたら相当高いでしょう。

それと、いつも気になるのが、その中でだいたい任期付職員なんです。こういう原因は何かというのをちょっと考えないと、今第7波は収まりつつありますが、やがて第8波、それとインフルエンザが集中的に発生するという予想が出ています。これから寒くなると。ですから、これ以上感染者を増やさないような努力をしないと。

それで、光熱費の問題がよく出ますけれども、これは矛盾するかもしれませんが、ご覧のように、エアコンをやりながら換気は全部しています。この階に限っては、議会事務局から1人も出すわけにはいかないのです、私はいつも言うんです。換気をしろ、換気をしろと。エアコンをやりながら換気はちょっと矛盾していると思うんですが、これはコロナのためには、これをやらなければいけないです。よくマスク、手洗い、うがいをしろと言いますが、吸い込んでしまったものよりもずっと多いんですよ。手につくウイルスをなめたりして感染するよりも、空気中に蔓延しているウイルスを吸うほうがずっと強いんです。ですから、換気が一番なんです。

先ほどの話もありますが、今はもうエアコンがいない時期になりますが、これから今度は暖房を使って、暖房を使っているんだから窓を閉めなさい。これは駄目なんです。光熱費を浮かすのであれば、私は自らやっています。議長室へ行ってみてください。電気は全部消えています。ここだって、本来、こんなに電気は必要ないです。十分見えるでしょう。光熱費をと言うのであれば、こういう無駄な電気は消していただいてやれば、ぐっと節約できると思うんですよ。どこへ行っても、どこの部屋も明々と電気をつけて、こういう必要はないと思います。幾ら今、LEDで電気を食わないと言っても、無駄な電気は消していただきたい。

先日も千葉県庁へ私は陳情に行きましたが、廊下の電気は真っ暗です。事務局長も行きましたがね。電気は1つおきなんです。そのぐらいみんな節電していますので、ここだって、こんなに電気をこうこうと、光熱費が今やたら高くなっていますけれども、つける必要はないと、そういうようなことを言わせていただきますが、ご回答をお願いします。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 議長のほうから市役所職員の感染者の状況はどうだということで、私のほうで正確な数を掌握していませんで申し訳ありません。129人が今までかかっているということで、私の印象では、特に8月中にだいぶかかった方が多かったと、その辺は把握しておりますけれども、129人というふうに聞いております。

それから、来週にまた対策本部会議を開催することになっておりますので、今、議長のほうから申された様々な対応、それから電気等の問題、それもしっかりとお伝えして、取り組めるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） 議長。

○議長（木内欽市） ひとつよろしく申し上げます。職員600人のうち129人というのは、率にしたらすごい率でしょう。6人に1人ぐらいは感染しているということでしょう。

ですから、先ほど言いましたが、職員を守るのはここにいる課長をはじめ幹部の職員の皆さんの責任です。自分の課からなるべく出さないように、ということは、やはり、換気をするように言って、これ以上増えないように、職員がこんなに増えちゃっているというのは何かなと私は分からないんですけれども増えてしまっている。ですから、そういうのを再度気をつけるようにお願いして、これ以上増えないようにということをよろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ぜひコロナ対策をよろしく願いいたします。

それでは特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（宮内 保） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第6号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願の

1 件であります。

それでは、請願第 6 号について審査に入ります。

紹介議員であります伊藤春美議員より説明のほうをお願いいたします。

○紹介議員（伊藤春美） 請願趣旨。建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021年（令和 3 年）5 月 17 日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決を下しました。

さらに、国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、略称建設アスベスト給付金法が成立し、2022 年 1 月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業 10 社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結び付いていません。

現に成立した建設アスベスト給付金法の附則第 2 条には、国以外の者による損害賠償、その他補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を取るとされています。こうした評価は被害者側の勝手な思いではなく、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

しかも、被告の建材企業らは、継続する裁判において、いまだに原告側と争う態度を改めていません。

以上から、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償、その他、特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償について、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊藤春美議員の説明は終わりました。

続いて、執行部より参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願について、参考意見ということで申し上げます。

請願の趣旨等につきましては、ただいま伊藤春美議員よりご説明がありました。

私のほうからは、法律の趣旨及び制度の仕組みについて、簡単ではございますがご説明し

たいと思います。

この法律では、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ迅速な賠償を図る旨が述べられております。

この給付金等の対象となる方は、最高裁判決等を踏まえて定められた期間に石綿にさらされる建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかった労働者及び一人親方や家族従事者等を含む中小の事業主の方でございます。

また、支給につきましては、給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査が行われ、この審査結果に基づいて、厚生労働大臣は病態区分に応じまして給付金を支給いたします。

簡単ではございますが、環境課からは以上でございます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ここで、執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） この請願の内容の確認なんですけれども、この最高裁判決によって給付金法が成立されて、給付金は国が払うという感じだと思うんですけれども、その給付金の原資に建設製造業企業が拠出するような形に法改正するべきという趣旨でよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊藤議員、よろしくお願いします。

○紹介議員（伊藤春美） 給付金は国が払うというところですね。そのとおりで、現在の給付金の額は、裁判で確定した国の責任割合が半分、2分の1。建材企業の責任割合が2分の1を基準につくられたものです。

建材製造企業が抛出に加われば、より充実した補償を被害者へ給付することができるという事です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 事前に出していたのとちょっと変わってしまうんですけれども、国で550万円から1,300万円の間で払うという感じの法律だったと思うんですけれども、これを2分の1建材製造企業が払うということは、倍になるというイメージなんですか。それを法改正するべきという意見書を出すということですか。

それとも、現在、国が2分の1しか払わないという形になってしまうのか。症状によって550万円から1,300万円の間で支払われると思うんですけれども、1,300万円では足りないので、建材企業がもう半分出して、もっともらえるようにしたほうがいいという意見書を出したいという意味でしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質問に対し、伊藤議員、答弁のほうをよろしく願います。

○紹介議員（伊藤春美） 裁判のほうで額の決定のほうはありまして、ただ、それ以外にも多くの人を救済するというものも含まれておりますので、より多くの方を救済するための内容にもつながっていきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） それでは、早期に改正しないとどうなってしまうのかという説明を最後をお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質問に対し、答弁のほうをよろしく願います。

○紹介議員（伊藤春美） 早期に改正しないとどうなるのかというところでは、現在の給付金の額は、先ほどありましたように、国の責任割合が2分の1を基準に作成されているものであり、アスベスト建材製造企業は抛出をしていない状況です。アスベスト建材製造企業へも補償させる場合は、現状では裁判を行う必要があります。多くの被害者は、この長い裁判を続ける中で判決を見ずに亡くなられており、そういう意味で早期の解決を求めているところでもあります。早期に改正されないと、今後も長い裁判が行われ、判決を見ずに亡くなる被害者が多くなるというところにつながります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今の質疑とご答弁でちょっと理解が至らないところがありまして、例えば国が2分の1の責任で1,300万円を払いますと言った場合に、責任自体は2,600万円あっ

て、その残りの半分の1,300万円を本来ならば建材製造企業が払わなきゃいけないのに、その分は個別の裁判に回っているという話でいいんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に答弁を求めます。

伊藤議員。

○紹介議員（伊藤春美） 1つのことに限らず、先ほども申したように、金額自体は法律で出たところなんですけれども、そのほかにも救済を求める方々、アスベストを吸ってしまった方々、そういう多くの被害者に救済を広げるというところも企業側の責任のほうを追及しております。多くの救済のための訴えになっております。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 質疑ではなく、質問させていただきます。

先ほど、市役所環境課から、法律の趣旨並びに制度の仕組みが簡単にございました。その中に、いわゆる国はアスベスト患者について責任を認めたわけですね。その賠償状況というのが、国が責任を果たしていないと。したがって、多くの患者を救えないからこういう請願をしてあげたいんだと。趣旨については、私自身、勉強させていただきましたので、よく理解をさせていただいたつもりです。にもかかわらず、いわゆる、こういった請願を出して法律改正を求めようとするものだというふうに捉えました。

そこで、実際の現状として、国が責任を認めてこういう法律をつくったにもかかわらず、ちょっと見えてこないのがその賠償状況、その辺について、もし紹介議員の伊藤議員のほうでお分かりになれば、いや国は責任認めたけれども、実際はこれぐらいしか責任を果たしていないよと。被害者にとっては全然不満の残る、そんなような結果だとか、具体的な何か賠償状況についての情報等をお持ちであればお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 審査は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

伊場委員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤議員。

○紹介議員（伊藤春美） 建設アスベスト訴訟全国弁護団の中の、ちょうど2002年6月23日の内容です。建設アスベスト訴訟を提起した被害者は全国で約1,000名、このうち国との間では、判決または和解により9割が解決済み、加えて、2022年4月末時点で給付金認定が330件に上がっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） このほかにありませんか。

それでは、請願の審査は途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時31分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号についてご意見がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今、別室でいろいろ意見等が出ていまして、私もその意見に賛同なんですけれども、伊藤議員が言うことは十二分に分かります。趣旨としては分かるんですけども、令和2年に当旭市議会から法律に関する請願を出しまして、私はそのときに賛成しました。それで、令和3年、去年ですか、この法律が新しくできた中で、まだ1年たつたたないかという中で、結構支払い事情とかを聞いている中で、もうちょっと法律に対して注視したほうがいいのかなという私の気持ちです。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第6号の審査を終わります。

伊藤春美議員は委員席へお戻りください。

請願の採決

○委員長（宮内 保） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第6号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成少数。

よって、請願第6号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（宮内 保） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保